

平成29年度財政援助団体等に対する監査（補助金等）結果

- 1 実施期間** 平成30年1月11日から2月14日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 平成28年度及び平成29年度 補助金及び負担金の執行状況について
- 3 対象部課名**
- | | |
|--------------------------|---------------|
| ①協働のまちづくり支援金 | 【担当課：協働推進課】 |
| ②飛騨地域観光協議会負担金 | 【担当課：観光課】 |
| ③飛騨観光宣伝協議会負担金 | 【担当課：観光課】 |
| ④飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会負担金 | 【担当課：企画課】 |
| ⑤農業後継者育成事業補助金 | 【担当課：農務課】 |
| ⑥乗鞍自動車利用適正化協議会負担金 | 【担当課：環境政策推進課】 |

4 着眼点

補助金及び負担金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等の支出並びに収支経理及び用途については、概ね適正に処理されていた。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、次の諸点については検討されたい。

○協働のまちづくり支援金

市は、各地区のまちづくり協議会への財政的支援策として、平成26年度はモデル地区の2地区、平成27年度からは全20地区に対して、協働のまちづくり支援金（以下「支援金」という。）を交付している。今回は、花里地区、山王地区、一之宮地区、久々野地区、国府地区の5地区を監査対象とした。

・決算における支援金の過充当について

敬老会及び地域行事等の事業に対して、参加者等から負担金を徴収しているが、事業の決算額から負担金収入を差し引いた額を超えて、支援金を充当しているものが散見された。（花里地区、一之宮地区、久々野地区）

担当課からは、各まちづくり協議会の決算総額においては過充当でないという説明であったが、負担金収入は、特定財源的な性格を持つため、個々の事業において支援金が過充当とならないよう指導されたい。

・予算と決算の事業等の相違について

支援金交付申請書に添付された収支予算書で計画された事業が、支援金実績報告書の収支決算書において大幅に増減（事業費のうち地域づくり部：5項目→7項目、健康福祉部：5項目→4項目、社会教養部：19項目→7項目、環境安全部：7項目→5項目）していた。また、予算計上されていない備品購入費（1,991千円）、積立金（1,144千円）などが収支決算書に計上されていた。（花里地区）

収支予算書、収支決算書等に整合性が無く、予算と決算の比較が困難になっている。

協働のまちづくり支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条では、交付決定後に事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、支援金変更申請書を提出しなければならないと定めているが、当該地区からは提出が無かった。

担当課からは要綱第8条の事業内容の変更には当たらないという説明であったが、これらが、要綱における変更にあたらないのか再検討されたい。

・予算、決算における支出科目について

予備費的な性格のものを負担金・補助金で予算計上しているもの、役員手当（報酬）を報償費としているもの、備品台帳に挙げた物品の購入費を予算では需用費としているもの及び積立金の決算額が実際の積立額と相違しているなど、支出科目の相違及び不適正な処理が見受けられた。（花里地区、一之宮地区、久々野地区）

予算、決算に当たっては、適切な支出科目により、適正な事務処理となるよう配慮されたい。

・備品の管理について

要綱第16条では財産の管理について定めており、支援金により取得した財産を支援金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にし

てはならない。ただし、耐用年数を経過した場合はこの限りでないとしている。

担当課が平成27年に配布した協働のまちづくり手引きには、備品台帳の作成例に耐用年数の記載がないため、備品台帳に耐用年数を記載するなど、管理の方法を統一されたい。

- ・まちづくり担当職員及び支援職員の役割について

まちづくり担当職員（以下「担当職員」という。）は、まちづくり担当職員設置要綱第3条に基づき任命されている。同要綱第5条には、担当職員の職務を定めており、その中のひとつに、まちづくり協議会の財政運営についての指導及び助言がある。

また、まちづくり支援職員（以下「支援職員」という。）は、本庁担当課の職員及び支所のまちづくり協議会担当職員であり、主にまちづくり協議会事務局と関わり、まちづくり協議会の成長を促進するための指導・助言を行うこととなっている。

担当職員及び支援職員によるチェック体制が機能するよう努められたい。